

令和4年第7回農業委員会総会議事録

令和4年7月1日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和4年7月1日(金)

午後3時7分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第38号 農地法第3条許可について

議案第39号 農地の競売・公売による買受適格証明について(農地法第3条)

議案第40号 農地法第4条許可について

議案第41号 農地法第5条許可について

議案第42号 非農地証明について

議案第43号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第37号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第38号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第39号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第40号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第41号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第42号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

報告第43号 専決処分の報告について(土地改良法第3条第2項)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 金 丸 忠 弘
4 番 久 保 田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	7 番 川 越 定 光
9 番 松 田 実	10 番 川 越 忠 次	12 番 川 越 正 彦
13 番 岡 原 明 美	14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博
17 番 片 上 英 行	18 番 高 間 秀 一	19 番 川 越 達 也
20 番 前 田 峰 子	21 番 中 村 和 寛	22 番 外 蘭 香
23 番 蛭 原 安 徳	24 番 松 田 真 郎	

5. 欠席委員

6 番 川 野 富 男	8 番 川 崎 和 久	11 番 長 友 紘 子
16 番 佐 藤 裕 次 郎		

6. 事務局出席者

局 長	高 吉 哲 生	副主幹兼農地調整係長	川 越 昌 志
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	河 野 雅 人
次長補佐兼総務係長	長谷川 恒 徳	農地調整係主査	前 田 真智子
総務係主任主事	藤 岡 拓 麻	農地調整係主任主事	領 家 健 志

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田 美 

委員 金丸 忠弘 

委員 外園 香 

午後 3 時 7 分開会

○議長（松田） これより令和 4 年第 7 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、6 番川野富男委員、8 番川崎和久委員、11 番長友紘子委員、16 番佐藤裕次郎委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、3 番金丸忠弘委員、22 番外蘭香委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 6 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 38 号「農地法第 3 条許可について」は 21 件でございます。

議案第 39 号「農地の競売・公売による買受適格証明について」は 2 件でございます。

議案第 40 号「農地法第 4 条許可について」は 8 件でございます。

議案第 41 号「農地法第 5 条許可について」は 23 件でございます。

議案第 42 号「非農地証明について」は 1 件でございます。

議案第 43 号「農用地利用集積計画の決定について」は 85 件でございます。

以上、審議件数は 140 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、19 万 4,933.12 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、14 万 7,586.12 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 議案第 38 号農地法第 3 条許可について、1 ページから 2 ページの

147 番までを議題とします。

○事務局（河野） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しております。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者が受人となっている案件は、番号 160 でございます。

今回、番号 160 の受人は認定農業者ですが、基盤強化促進法ではなく、3 条申請となりました、基盤強化法と 3 条申請の申請方法や許可の時期等を勘案の上検討し、3 条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号 143 を御覧ください。

本案件は、受人の経営面積が 0 平方メートルとなっておりますが、西都市で 5,552 平方メートル耕作しており、3 条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。なお、西都市農業委員会には、全ての農地を耕作している旨、確認済みでございます。

同様に、他市町村と併せて総経営面積が 5,000 平方メートルを上回る案件は、4 ページの番号 155、156、157 がございます。

また、新規を除き市内のみの総経営面積が 5,000 平方メートルを上回る案件は、1 ページの番号 145、146、147、2 ページの番号 148、149、3 ページの番号 153、4 ページの番号 154 がございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○17 番（片上委員） 宮崎市内での経営面積が 0 平方メートルの方でも、宮崎市外に農地を持っており、要件を満たしていれば申請を受理するとのことでしたが、県外の場合も申請の受理は可能でしょうか。

○事務局（川越） 県外の受人の場合は、通作距離の問題が出てきます。宮崎市周辺の市町村の場合は、通作に影響がないということで申請を受理しますが、県外の受人

の場合は、通作ができず、全部効率利用要件を欠くと考えられますので申請の受理は難しいと思われます。片上委員がおっしゃったように、5反要件という話になると、県外の耕作面積を下限面積に入れるか入れないかというところは、その案件を確認し、判断する必要があると考えております。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページから3ページの150番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページから4ページの153番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの157番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページを議題とします。

○事務局(河野) 番号159を御覧ください。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は、両親の農業を手伝い、将来は父の施設園芸を継ぎたいと考えており、今回、父からの勧めでハウスを借りられる話があったため、就農することを決め、本申請に至ったものです。また、受人の経営面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が2,255平方メートルとなり、5,000平方メートルを下回っておりますが、権利取得後における耕作の内容がキュウリの栽培であり、かつ、その経営がハウス園芸等集約的に行われるものであると認められる場合は、5,000平方メートルに達しなくても、例外的に許可できることとなっております。そのため、3条の権利取得として要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6ページから7ページの163番までを議題とします。

○事務局(河野) 番号163を御覧ください。

本案件は新規就農法人による申請で、農地所有適格法人の要件を満たしております。申請人は、平成28年から親元で就農し事業を継承後、令和3年8月に法人設立に至り、本申請に至ったものです。また、受人の経営面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が2万688平方メートルとなり、3条の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○1番（日高委員） 申請事由の欄と備考の欄に、「後継のため」、「親から子への後継」、「生前贈与のため」、「親子間の贈与」等の記載がありますが、それらの区別がつきにくいのですが、「後継のため」という事由はどういう案件でしょうか。

○事務局（河野） 「後継のため」というのは4ページの番号154のことだと思いますが、これは渡人と受人の関係は親子です。受人のほうからお話を伺いましたけれども、両親が高齢となり、両親の耕作してきた先祖代々の農地を自分が守り耕作していきたいというお話を伺っております。受人には農業の経験がなく、今後、両親に手伝ってもらいながら農業を行いたいと考えております。10年後ぐらいには御主人と一緒に農作物を育てるため、今は経験を積みたいということです。そのため、今回の申請事由を「後継のため」というふうに記載させていただきました。以上です。

○1番（日高委員） 分かりました。

○事務局（川越） 補足説明ですが、申請事由につきましては、受人、渡人の方々が様々な書き方をされます。こちらとしても、ある程度、表現は統一させていただくような形で、申請書を提出されたときには、申請人から聞き取りをさせていただいていくところです。今回は、聞き取りした内容がいつも記載している内容と合わなかったものですから、このような書き方をさせていただきました。申請人が提出された記載内容、言い方や説明の仕方によって表現が変わってしまうような場合がありますので、聞き取りを行い、内容を確認してから、申請の事由、記載内容について、議案書には表現を統一して記載する形にしております。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第39号農地の競売・公売による買受適格証明について、関連がありますので、

8 ページから 9 ページまでを議題とします。

○事務局（河野） 農地の競売・公売による買受適格証明願について御説明いたします。

買受適格証明書は、農地が差し押さえられ、競売や公売にかけられた際に、入札者に対し提出が求められるもので、入札しようとする人が農地法の許可が受けられる人であることを証明するものです。

競売は裁判所が決定して行われるもの、公売は国や市町村など公の機関が行うものを言います。

本証明の審査は、農地法第 3 条申請と同様の許可基準で行います。

なお、総会での承認後の手続ですが、承認後、入札者が買受適格証明書をもって入札し、最高価格での買受人となった場合は、農業委員会に 3 条の単独申請を行います。農業委員会は会長専決で 3 条許可を行い、後日総会で報告する流れとなっております。

それでは、番号 1、2 を御覧ください。

両申請とも、財務省（熊本国税局）が公売する土地の入札のため、証明の申請をしたものです。申請人は両名とも 3 条の権利取得者としての要件を満たしていることから、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、入札期間は 8 月 4 日の午前 9 時 30 分からとなっております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23 番（蛭原委員） この競売案件あるいは公売案件が公示された後で、買いたいと手を挙げる人が 3 条許可を受けられる農家であるならば、何も問題は無いですよ。今回の願出人の方は 3 条許可を受けられない方であったという解釈で良いのでしょうか。

○事務局（川越） まず買受適格証明の話ですが、3 条申請と手続きは一緒ですが、要は、入札される方が、3 条申請許可が受けられる方でないと入札に参加できないので、その前段として買受適格証明書を発行するという形になっております。ですから、例えば私みたいな非農家が買受適格証明を出してくださいと言っても、買受適格証明書は発行できません。裁判所は、証明書を担保にして入札・落札の手続きを進めると

いう形になります。事前の予備審査、予備確認という手続きとして理解していただければよろしいかと思えます。

○23番（蛭原委員） 分かりました。買受希望者が複数人いる場合は、全員が買受適格証明願を申請して、ここで審査されるはずなんですけれども、今回は、2件の公売、競売案件に対して、それぞれ1人ずつしか願出人が挙がっていないため、買受希望者は1案件につき1人という解釈で良いのでしょうか。

○事務局（川越） そのとおりです。結局買受適格証明書が無ければ入札に参加できませんので、必ず買受適格証明書を受け取ったうえで入札に参加してくださいという条件が付されております。以上です。

○23番（蛭原委員） ありがとうございます。私ははっきり、裁判所に言えば誰でも入札できるのかと思っていたのですが、そうはいかないのですね。ありがとうございました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第40号農地法第4条許可について、10ページを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程してまいります。

それでは、主な案件について説明します。

番号30を御覧ください。

申請人は宮崎市大島町在住の農家です。申請地は、宮崎市山崎町にありますフロー

ランテ宮崎から南西に約 1.2 キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を農業用倉庫等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、現況のまま利用し、土砂の流出に留意し、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様に「農用地区域」で「農用地利用計画に指定された用途」に該当している案件は、番号 31 です。

なお、番号 31 の案件については、始末書付の案件となっており、農地法の許可を得ずに農業用倉庫等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 41 号農地法第 5 条許可について、13 ページを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、案件について説明します。

まず、番号 99 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字塩路在住の個人など 3 名、受人は宮崎市丸島町に本拠を置く不動産業等を営む法人です。

お手元の「農地法第 5 条許可資料」を御覧ください。

1 ページに位置図、2 ページに航空写真、3 ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、宮崎市大字塩路にありますフェニックスカントリークラブから西に約 600 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地北側の事業用地に埋立て土砂を搬入するための通路として利用したく、また、搬入期間が長期にわたることから、恒久転用での申請に及んだものです。

2 ページの航空写真を御覧ください。申請地は、平成 30 年 4 月 16 日付で通路として一時転用許可を受けております。この航空写真は、その一時転用当時の写真となっ

ており、既に通路として転用されている様子ですが、一時転用期間終了後に転用終了の報告書の提出があり、原状回復されていることを事務局にて確認しています。

申請地の農地区分は、集団性の低い小集団の農地で「第2種農地」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、一部に畔や緩衝帯を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透及び水路へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

次に、番号 100 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市田野町在住の農家、受人は宮崎市田野町に本拠を置く廃棄物の収集運搬、処理等を営む法人です。

お手元の「農地法第5条許可資料」を御覧ください。

4 ページに位置図、5 ページに航空写真、6 ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、4 ページの位置図のとおり、宮崎市田野町にあります田野駅から南東に約 900 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を露天資材置場等として利用したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない集団性の低い小集団の農地で「第2種農地」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲に畔を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透及び道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

最後に、番号 101 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市阿波岐原町在住の農家、受人は宮崎市大島町在住の農家です。申請地は、宮崎市山崎町にありますフローランテ宮崎から南西に約 1.2 キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を選果場等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接しています

が、現況のまま利用し、土砂の流出に留意し、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様に「農用地区域」で「農用地利用計画に指定された用途」に該当している案件は、14 ページの番号 102、103 です。

なお、番号 102、103 の案件については、始末書付の案件となっており、農地法の許可を得ずに農業用倉庫等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23 番（蛭原委員） 99 号について、2 つほど質問です。1 つは、水路は恐らく農業用水路だと思うんですけども、この地域の水利組合の同意は得たうえでの申請ということによろしいでしょうか。

もう 1 つは、この造成工事については農業委員会の許可のみで終わりですか。それとも、雨水排水についての審査や指導を行う部署が農業委員会以外にあるのでしょうか。

○事務局（領家） 本申請につきましては、地元の水利組合、工事をする業者さんと南部水利組合、南部自治会、北部水利組合、北部自治会との 5 者協定を結んで、水路等を使うことの協定が結ばれておりますので、その確認は事務局のほうで行っております。

○事務局（川越） 今、蛭原委員の言いました、許可した場合の排水関係についての話ですが、建物を建てたりとか何かするわけではなく、そのままの状態ですり砂を埋めたり砂利を敷いたりとか、そういった形なので、排水についての技術的な確認は行っておりません。ただ、どこに流すのか、あと水利組合の同意の確認はさせていただいております。仮にこれが、何かしら別のもの、例えば、通路として使う予定が通路以外になるような形になれば、当然それに関わる確認をする必要が出てくるかと思えます。その内容によっては開発審査課等の関係機関と確認をして、必要であれば、指導や助言をいただいたうえで、手続きを進めていくというような形になるかと思えます。

ちなみに、この場所なのですが、東九州道の整備時に発生した残土を入れて、北側の事業用地を埋め立てる予定で以前、一度転用許可を出していたのですが、残土の運搬に要する期間が長くなるということで、今回、恒久転用にしたという経緯があります。ですから、以前も同じような使われ方をされていて、周辺の住民から苦情も出ておりませんでした。また、各関係機関ともしっかりとやり取りをしながら今回の申請に当たっているということなので、農業委員会事務局としては問題はないというふうに考えております。ただ、先ほど言ったように、今後、何か建物の建設等をするという話になった場合は、開発審査課等の関係機関と確認をして対応していただくような形になるかと思えます。説明は以上です。

○23番(蛸原委員) 分かりました。今言われたとおりのことを今後とも引き続きやっていただけたらと思います。以上です。

○2番(岡委員) 本案件については、地元農業委員も確認を行っております。泥水が出たら、全部下のほうに流れていくので、自治会、水利組合等5者での協議を行っております。当該農地は汚泥地帯で、杭を何本打っても岩盤に届かないというような土地です。トラクターが一度回ったら二度は回れないというような状態で、管理もしづらいため、原野になってよかったと感じております。以上です。

○議長(松田) ほかにございませんか。

○17番(片上委員) 確認ですけれども、下流のほうに私どもの石崎土地改良区がございまして、上流のほうで工事をする際は、石崎土地改良区の同意を得るようお願いしてきたつもりだったんですけれども、同意は得ているのでしょうか。

○事務局(川越) 今の件につきましては、5者協定の中で、土砂の御手洗川への流入を阻止することと規定されていますので、土砂流出のおそれはないと思われます。

○議長(松田) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、99番、100番につきましては、県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

次に、14ページを議題とします。

○事務局（前田） 番号104を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市南方町在住の個人、受人は宮崎市大工3丁目に本拠を置く管工事業などを営む法人です。申請地は、宮崎市池内町にあります池内小学校から北に約400メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を現場事務所等として一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、緩衝帯の設置や資材、土砂等をシートで覆うことで農地への流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様に、「農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、番号105です。

なお、番号105の案件については、始末書付の案件となっており、農地法の許可を得ずに現場事務所等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15ページを議題とします。

○事務局（前田） 番号106を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字熊野在住の農家、受人は宮崎市吉村町在住の農家

です。申請地は、宮崎市学園木花台にあります宮崎大学木花キャンパスから南東に約1キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を農家住宅の敷地として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、申請地は現況のまま利用することで土砂の流出はなく、雨水は地下浸透及び道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様に「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号107、108、16ページの番号109です。

その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、17ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、18 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、19 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 42 号非農地証明について、20 ページを議題とします。

○事務局(川越) 非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、1件の案件について説明いたします。

申請番号6は、登記簿地目が畑であります。現況は10年以上耕作放棄された様相で、原野化しております。

このことから、この案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、この案件につきましては、6月21日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第43号農用地利用集積計画の決定について、21ページから63ページの449番までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、中村和寛委員の退室を求めます。

（21番中村和寛委員退室）

○事務局（藤岡） 議案第43号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、21ページの番号122番から37ページの153番までの32件でございます。

利用権設定につきましては、38ページの番号412番から63ページの番号449番までの38件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が5件、新規設定が6件、賃借権の再設定が7件、新規設定が20件となっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

中村和寛委員の入室を求めます。

（21 番中村和寛委員入室）

○議長（松田） 次に、64 ページから 72 ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（藤岡） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、64 ページの番号 450 番から 71 ページの番号 465 番までの 15 件でございます。

また、71 ページの番号 465 番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受けた農地の一時貸付が終わり、売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 37 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 3 件でございます。

報告第 38 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 14 件でございます。

報告第 39 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 4 件でございます。

報告第 40 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 18 件でございます。

報告第 41 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数 1 件でございます。

報告第 42 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 17 件でございます。

報告第 43 号は、土地改良法第 3 条第 2 項に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 2 件でございます。

なお、報告第 37 号、第 38 号、第 43 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

第 39 号、第 40 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和 4 年第 7 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 4 時 11 分閉会